

第3章 基本方針

3-1 基本方針

新構想の基本方針は以下のとおりである。

【基本方針】

構想の見直しにあたっては、汚水処理施設の各々の特性、経済性等を総合的に勘案し、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択する。

集合処理が適した地域には、下水道や農業集落排水施設などの集合処理施設の整備を進める。

住居がまばらな地域や、起伏が激しいなど集合処理が適していない地域には合併処理浄化槽の計画的な普及を進める。

3-2 処理施設の整備方針

主な処理施設の整備方針は、以下のとおりである。

(1) 下水道

都市部の中小河川における生活排水や工場排水等による水質汚濁を防止することにより、水質環境基準を達成し、公共用水域の水質保全を図るとともに、都市の健全な発展と生活環境の整備・向上に寄与することを目標に整備を進める。

(2) 農業集落排水施設

下水道計画区域外の農業振興地域などの農山村集落を対象とし、農業用排水の水質保全、農村の生活環境の改善などを図るため、処理水や汚泥のリサイクルを考慮しつつ、地域の特性、経済性及び住民の意向などを検討し適切な処理区を設定し整備を進める。

(3) コミュニティプラント

下水道と農業集落排水を除く地域において、比較的の小規模で、家屋が密集した地域や集合住宅などにおいて、集合処理の方が有利である場合に整備を進める。

(4) 合併処理浄化槽

起伏が激しいなど地形的な条件や、市街化の進展状況により効率的・経済的には集合処理が適さない地域に合併処理浄化槽の整備を進める。特にし尿汲み取りや単独処理浄化槽からの転換、維持管理体制に留意し整備を進める。

この基本方針に基づき、県と市町村が協力しながら見直しを行った結果を次章以降に示す。また、市町村計画策定マニュアルの概要は、資料編を参照のこと。